

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第 17 号 2002年12月

HEADLINE

1999年度に開始されたカンボディアの民法及び民事訴訟法草案作成プロジェクトは、両国の関係者の絶大な努力と協力のもとほぼ完成に近い段階となり、「カンボディア民法・民事訴訟法起草記念セミナー」が去る10月15日、16日の両日にわたり、プノンペンにおいてフン・セン首相、ニエウ・シトン司法大臣他カンボディア政府要人の臨席を得て盛大に挙行された。

本セミナーは、カンボディア政府、法曹、学術関係者や、同国の社会・法制度等の整備改革に協力している国際機関、各国のドナー関係者に広く草案内容を説明し、今後の法案成立に向けて認識を新たにしてもらうことを目的としたもので、日本からは草案作成に携わった民法及び民訴法の作業部会メンバーの先生方が講師として参加し、国際協力事業団、法務省法務総合研究所及び当財団の三者が共催したものです。

日本の ODA の一環として法制度の分野でこのような協力支援が実現したことは画期的なことであり、今回ニュースでは本セミナーについてその主要な内容を報告します。

I	＜日本側セミナー参加者名簿＞	3	頁
II	＜セミナー・プログラム＞	5	頁
III	＜主要挨拶・基調講演＞	6	頁
	1 フン・セン首相スピーチ		
	2 小川郷太郎特命全権大使スピーチ		
	3 基調講演 森脇昭夫国内支援委員会委員長・民法作業部会長		
	4 基調講演 竹下守夫民事訴訟法作業部会長		
	5 総括スピーチ 三ヶ月 章元法務大臣・(財)国際民商事法センター特別顧問		
IV	＜セミナーレポート 桜木和代弁護士＞	21	頁
	桜木弁護士は1992年当時からカンボディア法制度の調査に関与され、以後10年にわたり同国法制度整備や法曹育成の支援に携わってこれらしており、この経験を踏まえて今回のセミナー内容についてレポートをまとめていただきました。		



セミナー開会式に臨席されたフン・セン首相(中央主賓席)
 首相の左側中央より:三ヶ月元法務大臣、森脇民法作業部会長、竹下民訴法作業部会長
 右側中央より:ソク・アン内閣官房長官、ユー・ホックリー上級大臣兼内務大臣
 後方:尾崎国際協力部長



日本側を代表し挨拶される小川日本大使
 着席者左より
 竹下民訴法作業部会長、森脇民法作業部会長、三ヶ月元法務大臣、フン・セン首相

I <日本側セミナー参加ミッション名簿>

民法作業部会

森寫昭夫

(財)地球環境戦略研究機関理事長

名古屋大学名誉教授

国内支援委員会及び民法作業部会委員長

新美育文 明治大学法学部教授

山本 豊 上智大学法学部教授

今回セミナーに参加出来なかった

民法作業部会メンバー(五十音順)

浦川道太郎 早稲田大学法学部教授

鎌田 薫 早稲田大学法学部教授

佐藤恵太 中央大学法学部教授

棚村政行 早稲田大学法学部教授

能見善久 東京大学法学部教授

野村豊弘 学習院大学法学部教授

松本恒雄 一橋大学大学院法学部研究科教授

南 敏文 徳島地裁所長

本山 敦 愛知大学法学部助教授

法務省

一場康宏 民事局付検事

黒川裕正 法総研国際協力部教官

民事訴訟法作業部会

竹下守夫

駿河台大学学長・一橋大学名誉教授

民事訴訟法作業部会委員長

上原敏夫 一橋大学大学院法学研究科教授

池田辰夫 大阪大学大学院法学研究科教授

松下淳一 学習院大学法学部教授

高田昌宏 大阪市立大学法学部教授

三木浩一 慶応大学法学部教授

大村雅彦 中央大学法学部教授

今回セミナーに参加出来なかった

民事訴訟法作業部会メンバー(五十音順)

春日偉知郎 筑波大学大学院経営政策科学研究科
企業法学教授

柳田幸三 横浜地裁判事

山本和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

法務省

高原知明 民事局付検事

佐久間健吉 法総研研修第三部教官

丸山 毅 法総研国際協力部教官

国際協力事業団

中野 武 アジア第一部次長(団長)

高橋宏太郎 アジア第一部インドシナ課

法務省法務総合研究所

尾崎道明 国際協力部長

植田廉太郎 国際協力部統括専門官

日本弁護士連合会

矢吹公敏 弁護士・国内支援委員会委員

桜木和代 弁護士・元 JICA 長期派遣専門家

安田佳子 弁護士・JICA 長期派遣専門家(現地参加)

財団法人国際民商事法センター

三ヶ月章 特別顧問・元法務大臣・法務省特別顧問・東京大学名誉教授

金子浩之 理事・事務局長

吉本篤人 事務局研究員・明治大学大学院生

寺内晶子 事務局事務職員



民法草案の贈呈
森脇民法作業部会長からフン・セン首相へ



民事訴訟法草案の贈呈
竹下民訴法作業部会長からフン・セン首相へ

Ⅱ＜セミナー・プログラム＞

2002年10月15日～16日 HOTEL LE ROYAL, PHNOM PENH, CAMBODIA

10月15日(火)

- 8:00 ～ 8:20 フン・セン首相到着、着席
来賓、主要参加者紹介
国歌(カンボジア)斉唱
- 8:20 ～ 8:30 ニエウ・シトン司法大臣挨拶
- 8:30 ～ 9:00 フン・セン首相開会挨拶
- 9:10 ～ 9:15 小川郷太郎日本全権大使挨拶
- 9:15 ～ 9:30 民法及び民事訴訟法草案贈呈式
民法草案 森脇昭夫民法作業部会長からフン・セン首相へ
民訴法草案 竹下守夫民訴法作業部会長からフン・セン首相へ
カンボディア王国友好勲章授与式
フン・セン首相から森脇、竹下両部会長へ
フン・セン首相退席
- 9:30 ～ 9:45 休憩
- 9:45 ～ 10:45 民法基調講演 森脇昭夫民法作業部会長
- 10:45 ～ 11:45 民訴法基調講演 竹下守夫民訴法作業部会長
- 11:45 ～ 14:00 昼食
- 14:00 ～ 15:30 民法草案概要報告
①新美育文 明治大学教授－物権編、各種契約・不法行為編、債務担保編
②モン・モニチャリア 最高裁判事－保証(人的担保)
質疑応答
- 15:30 ～ 15:45 休憩
- 15:45 ～ 17:15 民法草案概要報告
③山本豊 上智大学教授－人編、債務編
④ト・フンソ 控訴裁判所判事－相続編
質疑応答
- 18:30 ～ 20:30 懇談カクテルパーティー

10月16日(水)

- 8:00 ～ 10:00 民訴法概要報告
①池田辰夫 大阪大学教授－裁判所と当事者の役割
②大村雅彦 中央大学教授－争点整理手続
③ヒン・ソビア カンダール州裁判所長－督促手続
質疑応答
- 10:00 ～ 10:15 休憩
- 10:15 ～ 12:15 民訴法概要報告
④高田昌宏 大阪市立大学教授－証拠
⑤三木浩一 慶応大学教授－上訴
⑥松下淳一 学習院大学教授－強制執行及び保全処分手続
⑦上原敏夫 一橋大学教授－執行手続の基本構造
- 12:15 ～ 14:00 昼食
- 14:00 ～ 14:45 質疑応答
- 14:45 ～ 15:05 総括講演 三ヶ月章元法務大臣
- 15:05 ～ 15:25 総括講演 ニエウ・シトン司法大臣
- 15:25 ～ 16:00 閉会挨拶 ヘン・サムリン国民議会議長代行

注：本号には紙面の制約上、各先生の民法・民訴法概要報告の原稿を掲載しておりませんが、ご希望の方にはこの原稿コピーを送付しますので、財団事務局にご連絡ください。

Ⅲ <主要挨拶・講演録>

(1) フン・セン首相スピーチ

各位

本日我々は、カンボジアと日本との間に行われた緊密な協力と、日本の打ち出した国際支援の新しい課題により、カンボジアの法改革事業が大きな成果をあげようとしていると断言できることを誇らしく思います。確かに民法と民事訴訟法両法案は、まだ完全には出来上がっていません。しかしその完成は、もやは時間の問題となっています。

この新しい企画の実現により、カンボジア王国は、新しいステップを踏み出しました。このことによって公正で、公平な、そして平和的な社会を創立する政策プログラムを前進させることができるのです。カンボジア王国政府は、改革を行ない、多党制の下に民主主義を実現する約束を実現するよう、この事業に取り組んで来ました。このような取り組みはまさに憲法の求めるところであり、カンボジア社会の求めるところでもあります。そして、民法と民事訴訟法が誕生し、国家の建設や法による様々な公的・私的制度の強化を行う努力に新しい力をつけるようになって、法の支配、民主主義及び人権擁護を実現することができるのです。

このような状況の下において、カンボジア王国政府の代表として、本日ここに開催されるセミナーがカンボジア社会の民事分野における今後の出来事を如実に反映する鏡としての役割を果たすようになることを、心より切望するものであります。

各位

民法はまさに基本法であり、自然人と法人に係る財産の利用や価格設定に対する様々な関係を調整する役割を果たし、国民同士、自然人と法人との間及び法人同士において、財産、取引行為、支払、家族と相続などの問題を巡る関係を調整します。

そのような性格から、民法は社会開発を進めるために社会と個人との権利や利益の保護についての諸関係に対する一般的な合意を保障する、国家の政策の一部でもあります。

このように重要な民法と民事訴訟法の起草にあたり、我々は日本政府及び日本国民から貴重な支援を受けました。そして日本大使館、日本国際協力事業団及び日本の経験豊富で著名な法律家の皆さま方による努力、このことはカンボジアの法典化の歴史の中でかならずや注目をあびることになりましょう。さらに、カンボジアの法典化の歴史において、カンボジア王国の司法省及び今となっては忘れることのできない故チェム・スグン前司法大臣を含むカンボジアの法律家達の努力も注目しなければなりません。これらの方々は、カンボジア王国政府の改革政策を担って、有効に且つ積極的に実現させてきた人々なのであります。

この民法と民事訴訟法は、カンボジア社会に重要な法律として根付いていくこと

でろうと確信しています。それゆえ、私は司法省に対して日本サイドとの協力を継続して強化し、社会全体の注目を集めている両法典の完成を進めるよう求めるつもりです。と同時に、司法省は今後閣僚会議や国家議会での審議を容易にするために、それぞれの法典において特定の部分ごとに研究グループを編成するべきであると考えます。これらの法律を我々の社会に根付かせることはまた別に、司法省は日本サイドと協力を継続し、公証人に関する法律、執行官に関する法律、担保システムに関する法律、登記法など、他の必要な付随する法律を起草しなければなりません。司法省は、この機会を利用して日本側との協力を通じ、改革を進めると同時に、さらに法分野における人材開発を促進しなければなりません。

私は、日本側がカンボジアに対しこのような新しい課題の支援を含めた支援の継続を躊躇しないことを希望し、また躊躇するようなことはないことを確信しています。そして、日本の政府開発援助の歴史における新たな挑戦が、このアンコール領域において見事に成功することを信じています。

法の確立によって、「法の支配」は推し進められ、将来の国の発展は確固たるものとなります。3年半に亘りカンボジア側との協力で民法と民事訴訟法の起草に直接関わってきた日本の先生方は、依然と協力を惜しまぬ態度を変えていません。司法大臣やこの仕事に関わる司法省の専門職員並びに他のカンボジア法律家も、これらの重要な基本法の確立に努め続けています。私は、両法案に対し多方面から意見が寄せられることを期待し、また寄せられることを確信しています。これは、カンボジア社会における正義の確立に向けた我々の共同の努力の鏡となりましょう。またこのような正義は、1998年末に完全に確保した平和に大いに貢献するでありましょう。

この場にいらっしゃらない方々を含め、正義を不可欠の要素とする平和のために、まずこの新しい課題の下に行われる政府開発援助に協力し、国際の場で活躍している日本の法律家の皆様のご健康とご成功をお祈りします。

また今後、カンボジア王国政府の平和、民主主義および人権擁護の事業に協力をしてくださるこのセミナーに参加している皆様のご健康を、お祈りいたします。

我々は、一瞬に全てを奇跡的に作り出すことはできません。ですから我々はこのように誠実、愛国心、同胞精神をもって、自らの手そして友人の支えによって、カンボジア社会を建設していきたいと思っています。

本日は、どうもありがとうございました。

(2) 小川大使スピーチ

フン・セン首相閣下

ヘン・サムリン下院議長代行閣下

ニエウ・シトン司法大臣閣下

三ヶ月章 元日本国法務大臣、東京大学名誉教授

森脇昭夫 国内支援委員会委員長兼民法作業部会部会長

竹下守夫 民事訴訟法作業部会部会長

ご列席の皆様

本日は、フン・セン首相のご臨席の下、我が国のカンボディア重要政策中枢「民法・民事訴訟法起草記念セミナー」に出席でき、光栄に存じます。

我が国が1999年3月にカンボディア重要政策中枢支援として民法・民事訴訟法起草支援を開始して以来、3年半になります。その間、森脇国内支援委員会委員長並びに民訴法部会長の竹下教授をはじめとする関係者の皆様とカンボディア側のたゆまぬ努力により、民法につきましては優先分野の条文案が完成し、民訴法は極く一部を除きほぼ全条文案が完成するに至り、今回のセミナーではじめて草案の全容を紹介することになったと承知しています。これは両国にとり本件プロジェクトの重要な節目であり大きな成果であると考えます。ここに至るまでの膨大で複雑な作業を、法概念も法社会的環境も異なる日本とカンボディアの関係者の皆様が共同作業で乗り切ってこられたことに大いなる敬意を表します。

近代法治国家における立法・行政から独立した司法制度整備の必要性という認識の下、民法・民事訴訟法は民事関連法の基本法として司法制度の枢要な部分であり、また、現在カンボディア政府が取り組んでいる法制度・司法改革の重要な部分でもあります。

我が国は、19世紀の後半に西洋の法体系を学びながら我が国の法制度を整備していった経験を有しています。我が国は、今回の作業の課程でもこうした経験を踏まえながらカンボディアの社会・経済諸関係、伝統的法制度・法意識との調整にも配慮して参りました。また、法案作成課程のみならず、同法成立後にもカンボディアの法律家がきちんと運用できるよう人材育成に意を用いていく所存です。

カンボディアの民法・民事訴訟法が今後円滑に運用されるためには、民事法体系の基幹となる両方と他の民事関連法との整合性の確保が重要であると認識しております。そのためにも、カンボディア法制度・司法評議会のイニシアチブ及び世銀のドナー・コーディネーションが一層重要と考え、関係者の一層のご尽力をお願い申し上げます。

最後に今次セミナーを通じ、関係者の皆様がカンボディアの民法・民事訴訟法への理解を深め、日・カンボディア両国間の友好・協力関係の絆が一層強まることを願います。

有り難うございました。

(3) 基調講演

「カンボジア王国法整備支援事業及びカンボジア民法草案起草について」

国内支援委員会委員長・民法作業部会部会長 森嶋昭夫

フン・セン首相閣下、ラナリット国会議長閣下、並びに本セミナーにご来賓のカンボジア政府関係者各位及びご列席の皆様。私は、本日のここに、カンボジア王国に対する JICA 法制度整備支援事業国内支援委員会を代表して、本事業についてお話し申し上げる機会を得ましたことを大変光栄に存じます。

カンボジア王国に対する JICA の法制度整備支援事業が公式に始まりましたのは 1988 年ですが、発端はさらに 2 年ほど前に遡り、当時、アメリカに籍を置くアジア財団がメコン川流域諸国の法制度整備を進めるために、メコン・ロー・センターを設立する構想を持っており、その準備のための会議を開催いたしました。その会議に私も招かれ、そこで今は故人となられました当時の司法大臣のチャム・スグム閣下にお目にかかり、カンボジア王国再興のために日本が協力してほしいというご要請を受けたのであります。その後私は JICA のプロジェクト形成調査団の団長として数回ご当地を訪れ、国会、閣僚評議会を始め、各省と協議いたしまして、司法省をカウンターパートとして、民法並びに民事訴訟法の草案起草及び司法界の人材養成を目的とする JICA の技術協力プロジェクトを発足させることになったのであります。

私どもは、民法及び民事訴訟法の草案起草作業を開始するにあたり、民法及び民事訴訟法それぞれについて、日本の第一線の学者、裁判官、法務総合研究所職員約 10 名からなる部会を組織し、また、カンボジア側には司法大臣を最高責任者として司法省内に運営委員会を作っていました。そして、日本側の部会は、それぞれ東京で定期的に研究会を開いて草案の規定案ないし要綱を順次取りまとめ、部会員がほぼ毎月プノンペンに赴いて、カンボジア側の裁判官・司法省その他の省の職員とワークショップを開催して草案を検討するとともに規定のクメール語訳を進めて参りました。

私どもが、このような方法で作業を進めて参りましたのは、次に述べるような理由からであります。言うまでもないことですが、法はそれが適用される社会の実態と乖離したものであってはなりません。現在市場経済を支える法技術体系として世界に支配的なヨーロッパ大陸法とコモンローはそれぞれの國の社会に根ざした歴史的産物であります。19 世紀のヨーロッパ歴史法学の思想を振り返るまでもなく、社会に根付いていない法は社会に妥当するルールとして機能しないことは多くの実例が示しているところです。ご承知のように、日本は 19 世紀半ばから国家及び経済の近代化に挑戦し、歴史的文化的に異質なイギリス、フランス、ドイツなどの法制度と法技術の導入を図りました。しかし、欧米法が日本に根付くのは容易なことではありませんでした。法の概念や技術を外国から輸入しながら、制度の運用

や解釈は母法と全く異なっているという例も少なくありません。

外国法を継受した日本の経験から、私どもは、民法や民事訴訟法の草案は、カンボジア社会が受容できるものでなければならないと考え、カンボジア社会の実態に通じられ、かつ民法、民事訴訟法が成立した暁にはこれらの法の運用に当たられる法律家や裁判官の意見を聞いて草案を修正し、それとともに草案に対するカンボジア側の理解を深めながら起草作業を進めるという方針を取って参りました。これまで他国の支援事例のなかには、カンボジア社会の実態に関わりなく支援国の法技術を導入しようとして結局はまだ立法に至っていない例もあると聞いています。私どもの努力がどれほど実を結ぶのか、これから真価を問われるわけですが、ご列席の皆様には私どもの思いをご理解いただけますと誠に幸いです。

それでは以下、民法部会の作業についてご説明申し上げます。民事訴訟法についてはこの後、同部会の部会長でおられる竹下教授からご説明いただきます。

まず民法とはどういう法律なのかという点ですが、民法は、商品交換経済社会の根幹としている社会（商品交換社会、市場経済社会）において、商品交換の主体である自由な市民のすべてに適用が予定される原則法であると言われています。一般の市民が関わるであろう法律関係には、財産関係と家族関係がありますが、財産関係としては、財産を所有したり（物権）、他の市民との間で財産を取引する（契約）というようなことがあります。これに対して、家族関係としては、婚姻や親子のような親族的身分関係と相続があります。このように民法は、対等な当事者の間に適用される法的ルールですが、営利活動を行っている商人に適用される商法などは、利潤を求めて迅速かつ画一的な処理をする必要性から、一般の市民に適用されるルールを修正し、民法とは異なるルールを採用しています。そこで、一般的に適用される原則法としての民法に対して、商法など、特別の活動や主体に適用される法は特別法と呼ばれています。

今申し上げたように、民法は商品交換社会を支える原則法と位置づけられています。商品交換を普遍的に可能にするには、まず商品交換の主体が自由な意思決定によって商品を処分できなければなりません。そのためには、すべての主体が他者に支配されない自由を保証されることが必要です（法的人格の自由）。これを商品の側から見ると、商品の主体（所有者）が商品（所有物）を自由に処分する権限をもっていることになります（所有権の絶対性）。さらに、取引をしようとする商品の主体がそれぞれ他者に支配されない自由な人格を保証されているとすれば、自由な主体間の取引はそれぞれの意思が合致したときにはじめて成立するということにしなければなりません（契約の自由）。端的に言えば、商品交換社会の基本的な原則は、主体の側面における「法的人格の自由」、物の側面における「所有権の絶対性」、取引主体間から見た「契約の自由」、から成り立っており、これらを総括すると個人の「意思の自由」の尊重ということになるかと思います（故意過失のないところに責任

はないという過失責任は、自由な意思の結果に対する責任と言えます)。

民法の基本原則は、うえに述べましたが、カンボジア民法典草案もこのような基本原則を踏まえています。しかし、これらの原則を実現する具体的な法概念や制度は、コモンロー系か大陸法系かによって異なり、また同じく大陸法系といっても、フランス法かドイツ法か、あるいはその他の國の法かによって異なっています。カンボジア民法草案を起草するにあたって、私どもは、カンボジアがこれまで主として大陸法系の制度を取り入れていたことから、民法典も大陸法系の制度によることとして、日本法、ドイツ法、フランス法を参考にするとともに、カンボジアの社会あるいは法律家に馴染みがあると思われる旧カンボジア民法、制令38号、婚姻家族法、そして最近起草された土地法などを参照したうえで、日本の民法部会チームが草案を起草し、それをプノンペンでのワークショップにおいてカンボジアの法律家チームと議論をしながらできるだけカンボジア側の意見を取り入れてそれぞれの制度を組み立ててまいりました。

草案は、8編からなり、第1編 総則、第2編 人、第3編 物権、第4編 債権、第5編 各種契約・不法行為、第6編 債務担保、第7編 親族、第8編 相続となっています。各編の章立てについては、詳細目次を皆様にお配りしてあることと思いますので、それをご覧頂きたいと思います。本日は時間の制約から、個々の条文の内容について立ち入った説明をすることはできませんが、後ほど山本教授から人編と債務編について、また新美教授からは物権編、各種契約・不法行為編、債務担保編の概要について、ご説明があることになっています。しかし、ここでかなり大ざっぱな話をいたしますと、さきに述べました商品交換社会の基本原則のうち、「自由な法的人格」については、主として第1編と第2編が対応しております。第7編第5章第6章も行為能力のない者の保護を規定しており、自由な法的人格に関する規定と言えます。基本原則の第二「所有権絶対の原則」については、第3編が所有権以外の物権も含めて物権について規定しています。第6編債務担保にも抵当権などの物権が規定されています。第三の基本原則「契約の自由」に関しては、第4編、第5編が規定していますが、第5編には、不法行為など当事者の契約に依らない債務の発生が規定されています。

次に、起草作業の進捗状況について申します。民法草案の起草作業は、条文数が非常に多いことに加えて、プノンペンでのワークショップの開催やクメール語訳などの作業に時間がかかっていることから、予定よりかなり遅れましたが、最近東京で開催した数度にわたる集中的な信義により、親族、相続と各種契約の一部を除いて、草案の日本語条文案はほぼ固まっています。また、草案の条文のうち634箇条についてはクメール語訳も含めてすでに完成し、644箇条については現在クメール語訳の完成に向けて鋭意作業を進めているところです。いずれにせよ、2003年3月末にはクメール語訳も含めてすべての条文案が完成する予定ですが、完成する

と民法典の条文数は1200箇条を超えることになるものと思われます。なお、条文の英訳についても他のドナーや外国のNGOの関心が深いところから、仮訳という形ですが翻訳作業に入っています。

なお、すでに申しましたように、民法草案の起草作業はクメール語訳も含めて来年3月には完成させる予定ですが、起草作業が終わった後も閣僚評議会での審議、国会での審議などに向けて、JICAは、部会のメンバーを含めて日本の法律専門家をプノンペンに派遣して、条文や制度の解説などの立法作業支援を継続することを予定しております。

1998年にカンボジア民法及び民事訴訟法の草案起草作業が始まり、カンボジア司法省、裁判所、関係各省の方々のご協力を得て、現在民事訴訟法草案についてはほぼ完成し、民法草案の起草作業についても最終段階に入っております。これも歴代の司法大臣を始めとするカンボジア司法省の各位の深いご理解と並々ならぬご協力があつたからであります。この機会をお借りしまして、カンボジア司法省に衷心からお礼を申し上げます。さらに中国には、井戸の水を飲むときには井戸を掘った人に感謝せよという趣旨の諺があるようですが、私は最後に、日本とカンボジアの間の法制度整備支援事業に最初の鍬を入れられた故チャム・スグム司法大臣に対して尊敬と哀惜の念を込めて心からご冥福をお祈りしたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

(4) 基調講演

「カンボディア王国民事訴訟法典起草支援の意義と草案の基本的諸原則」

民事訴訟法作業部会 部会長 竹下守夫

I. 祝辞

フンセン首相閣下、日本国小川全権大使、法務省並びに国際民商事法センター特別顧問、三ヶ月章東京大学名誉教授を始め、ご列席の皆様、本日ここに「カンボディア王国民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナー」が開催されることは、民法及び民事訴訟法起草支援プロジェクトに関与して来た者の一人として、私の大きな喜びとするところである。この記念セミナーの趣旨は、カンボディア民法典及び民事訴訟法典の起草作業がほぼ完成に近づいたこの時期に、カンボディア王国の政府首脳、国民代表をはじめ、国際機関、他の援助国等の皆様に、起草された民法案及び民事訴訟法案の基本的内容をご紹介し、そのご理解を得て、両法典の早期成立を期するところにあると考えられる。私は、その記念セミナーにおいて、民事訴訟法案起草部門の日本側代表者として基調講演を行う機会を与えられたことを、大変光栄に思い、深く感謝する次第である。

私の講演は、①第一に、わが国による今回の法整備支援の意義を考察した後、②第

二に、私達の採った民事訴訟法典起草の基本方針を明らかにし、③第三に、ほぼ完成を見るに至ったカンボディア王国民事訴訟法案の概要とこの法案の基礎にある基本的諸原則を、皆様にご説明し、関係各位のご理解を得ようとするものである。

Ⅱ. 日本とカンボディア王国との友好・親善関係における「法整備」支援の意義

1. カンボディア王国民法典及び民事訴訟法典起草支援事業は、[先程の小川大使のご挨拶にもあったように]、1999年3月、日本とカンボディア王国との友好・親善関係を推進する事業の一つとして開始された。この事業は、日本側にとっては、先進国としての国際的責務である、発展途上国に対する政府開発援助（ODA）の一環としての意味を持つものである。

2. しかし、これまでの開発援助の重点が基礎生活分野の支援、経済・社会インフラストラクチャーの整備援助、構造調整など、主として経済・社会分野に置かれてきたのに対し、法整備支援事業は、法治国家の理念に基づく「良い統治」の実現に向けて、開発途上国が国内の法を整備することを援助し、あわせてその法を運用する人材の養成を支援するものである。それは、政府開発援助に新しい重要な課題を加えるものといえる。私は、この新たな課題への挑戦が、カンボディア王国との間で初めて本格的に開始されたことは、日本の政府開発援助の歴史のなかでも特筆すべきことであると考えている。

3. 他方、カンボディア王国にとっては、法の整備は、法治国家体制確立の不可欠の前提である。そして、法治国家体制の確立は、国際社会の信頼を得て、グローバル経済社会に参加するための基本的条件の一つであり、その意味で、法の整備は、将来に向かってのカンボディア王国の発展の基礎を築くものというべきである。

4. このように考えると、このプロジェクトは、日本とカンボディア王国との2国間の友好・親善関係の推進にとどまらず、日本にとっては、新たな国際的責務への挑戦、カンボディア王国にとっては、国際社会の一員としての地位を確立するための前提条件の整備としての意義を持つものと言えよう。その意味で、私は、このプロジェクトの意義は、両国を含む大きな国際的文脈の中で捉えられるべきであると考えている。

Ⅲ. 今般の民事訴訟法典起草作業の基本方針

1. このような意義をもつ、今般のカンボディア王国民事訴訟法案の起草作業を開始するに当たり、われわれは、概ね次の3つをその起草の基本方針とした。

(1) 第一に、起草する法典の内容については、一方で、現在のカンボディア王国の訴訟実務をそのまま是認し、それに法的根拠を与えるだけではなく、将来の国際的評価に耐え得る、民主的法治国家の訴訟原則に基づく民事訴訟法典の起草を目指す。しかし、同時に、他方では、カンボディア王国の社会的・経済的諸関係、伝統

的法制度・法意識との調和を図ることにも配慮する。

(2) 第二に、起草作業の実施方法については、日本側が原案を用意するが、その検討は、カンボディア側メンバーと共同で、プノンペンで開催されるワークショップで行う。そして、その席上、カンボディア側から疑問が出された規定については、十分協議をした上、カンボディア側の主体的判断を尊重して最終的決定を行うこととし、このようにして、両国作業部会の協同作業として民事訴訟法案を完成させる。

(3) 第三に、民事訴訟法典が成立した後は、カンボディアの法律家がこれを運用しなければならないのであるから、民事訴訟法案起草の協同作業を通じて、同時に将来運用に当たるべき人材を養成し、また法案に対する理解を深めて貰うよう努める。

2. 作業開始後、現在までの約3年半の期間を通じ、われわれは、一貫してこの起草方針を堅持した。とくに、カンボディア側の意思を尊重するという方針に関し言えば、両国共同のワークショップで一応最終的決定を見た後であっても、その後カンボディア側のみで用語確定会議を行い、そこで新たに疑問が提出されれば、日本側で再度検討し、あるいは疑問に答え、あるいは表現を改めるなどの努力をしてきた。

IV. カンボディア王国民事訴訟法草案の概要とその基本的諸原則

1. カンボディア王国民事訴訟法草案の概要

このようにして起草されたカンボディア民事訴訟法案は、全7編 550条からなる。その編別は、以下のとおりである。

第1編 通則

第2編 第一審の訴訟手続

第3編 上訴

第4編 再審

第5編 督促手続

第6編 強制執行

第7編 保全処分

第1編から第5編までのいわゆる判決手続の部分が333ケ条、「第6編 強制執行」及び「第7編 保全処分」が217ケ条である。

2. カンボディア王国民事訴訟法案の基本的諸原則

(1) 基本的諸原則の意義 一つの国の民事訴訟法典を起草するに当たっては、その国の憲法、裁判所構成法等の上位規範・関連規範との整合性を図り、また起草された法典が民主的法治国家の訴訟法として国際的評価に耐えるものとするため、その骨格を形成する基本的諸原則を定める必要がある。そこで、われわれは、カンボディア王国民事訴訟法典の起草に当たって、まずその骨格を形作るべき基本的諸

原則を確定した。それらの一部は、民事訴訟法案の具体的起草作業に入る前に、第1回及び第2回ワークショップにおける協議によって定めた。また他の一部は、まず日本側が、民主的法治国家の民事訴訟法として当然採択すべきものと思われる諸原則を、その起草した原案に盛り込み、その原案の検討の際に、カンボディア側と協議し、合意を得ることによって定めた。

(2) 民事訴訟法案における基本的諸原則　そこで、次に、これらの過程を通じて採択され、この民事訴訟法案の基礎となっている基本的諸原則、とくに民主的法治国家の要請と関連する諸原則を説明する。これによって、日本とカンボディアとの協同作業の成果として完成した民事訴訟法案の基本的性格につき、セミナー参加者各位の理解を得たい。

① 民事訴訟制度の目的　まず、われわれは、民事訴訟法案全体の在り方を決定する重要な原則として、民事訴訟制度の目的を私人の権利の保護に求めることとした。そのことは、法案第2条第1項に、「民事訴訟は、裁判所が、私人の権利を保護するために、民事上の紛争を法の定めるところに従って解決することを目的とする。」と定めているところに現れている。

② 裁判を受ける権利の保障　次に、民事訴訟制度の目的が、私人の権利の保護にあるとしても、それは、決して国から私人に与えられる恩恵と考えられるべきではない。むしろ、それは、民主的福祉国家の理念からすれば、国の義務と考えられるべきである。そのことを私人の側から見れば、私人は、自己の権利が侵害されたときは、国家による保護を受けるために、裁判所に訴えを提起して裁判を受ける権利を有するというべきことになる。そこで、法案第2条第2項では、「何人も、民事上の紛争につき、裁判所において裁判を受ける権利を保障される。」と定めている。ちなみに言えば、日本においては、裁判を受ける権利の保障は、基本的人権の一つとして、日本国憲法において定められている。

③ 審問請求権の保障　第三に、裁判をうける権利の保障は、同時に裁判所の裁判が適正な手続によって行われることを要求する。裁判手続が適正であると認められるための最も重要な条件の一つは、各当事者が、裁判を受ける前に自己の意見を述べる機会を保障されていることである。法案第3条第1項が、「いかなる当事者も、聴問され又は呼び出されることなしに、裁判されることはない。」と定めているのは、各当事者に、裁判に先立って自己の意見を述べる機会を保障するとの趣旨である。このことは、当事者が、自己の意見を述べる機会を与えられるよう要求できる権利をもつということであり、この権利は審問請求権と呼ばれている。審問請求権の保障は、ドイツでは、憲法上定められている。

④ 対審審理の原則　さらに、裁判が適正であると認められるためには、当事者が、自分の意見を述べる機会を保障されるだけでなく、相手方の陳述する意見に反論する機会をも保障される必要がある。そのためには、裁判のための審理は、原

則として対審審理として行われなければならない。そこで、法案第3条第2項は、「裁判所は、いかなる場合においても、対審の原則を遵守しなければならない。」と定めている。

⑤ 民事訴訟と陪審制・参審制 われわれは、法案の起草に先立ち、民事訴訟に陪審制又は参審制を採用するか否かを検討した。その結果、カンボディアの現状においては、そのいずれも採択することは困難であるとの結論に達した。その結果、この法案の規定する民事訴訟は、常に職業裁判官のみによって行われることを前提としている。これは、別の角度から言えば、裁判は、カンボディア憲法上身分を保障され、したがって独立性を保障された裁判官（憲法第109条第1項・第113条・第114条）のみによって行われる、との原則を採択したことになる。

⑥ 始審裁判所の構成 第一審裁判所つまり始審裁判所の構成を合議制にするか、単独制にするかは、裁判所構成法にとくに定めがなければ、民事訴訟法において定めるべき基本問題の一つである。われわれは、法案の起草に先立つワークショップにおいて、この問題について協議し、単独制を原則とすることとした。これは、カンボディアの裁判官定員数の現状から見て、合議制を原則とすることは困難であると思われるからである。ただ、例外的に一定の範囲の事件は、合議体で裁判することとした。例外とされるべき範囲は、法案第23条第2項に定められている。

⑦ 裁判公開の原則の妥当範囲 裁判公開の原則は、近代訴訟制度の大原則であるから、もちろんカンボディア民事訴訟法でも、これを採用すべきことは当然である。ただ、現在の裁判実務上非公開の手段として行われている調査手続と公開の原則との関係をどのように規律すべきかが問題となる。法案では、調査手続を公判前に当事者の主張や証拠を整理する準備的手続として位置づけ（法案第103条参照）、その限度では、非公開でもよいとしている。ただし、その場合でも、対審審理の原則は維持すべきこととした（法案第105条）。

⑧ 事件担当裁判官の決定方法 最後に、事件担当の裁判官の決定方法については、個々の事件を担当する裁判官を裁判所長等が恣意的に指定できることになると、公正・公平な裁判がなされるか疑問を生ずる。そこで、フランス革命期の憲法以来、ヨーロッパ諸国の近代憲法では、事件担当裁判官は、予め法によって定められた順序に従って決定されるべきこととされてきた。われわれは、法案第26条において、この原則を採用し、予め各裁判所の裁判所長が決定によって事件担当の順序を定めておき、その順序に従って自動的に担当裁判官が定められるものとした。

3. 基本諸原則と法案の具体的内容 以上は、われわれの起草した民事訴訟法案の基礎を形成する諸原則である。しかし、これらは、いわば建物を建築するための土台石に過ぎない。これらの諸原則を基礎として建築された建造物というべき民事訴訟法案の具体的な姿・内容については、明日、日本側及びカンボディア側の作業部会のメンバーによって、その主要部分が個別に報告される予定である。

V. 結語

講演を終えるに当たって、カンボディア王国民事訴訟法典の起草作業を行って来た日本側の責任者として、ひと言要望と御礼を申し述べたい。

現在、民事訴訟法草案は、すでにクメール語版としても完成しているが、なお一部、カンボディア側との共同のワークショップでの検討を経ていない部分を残している。しかし、それも、本年中には完了する予定であり、また〔只今、森島民法部会長の報告にもあったように〕、民法草案も来年3月には完成の見込みである。そこで、フンセン首相、ラナリット国会議長を始め、カンボディア王国の政府首脳におかれては、民法草案、民事訴訟法草案が完成した暁には、できるだけ速やかに立法化の手續を進められるよう切に希望する。

終に、この3年半の間、民事訴訟法典の起草という困難な作業を協同して行ってきた、スイ・ヌー、アン・ヴォン・ワッタナ両司法次官をはじめ、カンボディアの作業部会の皆さん、また、このプロジェクトの初期の段階において、カンボディア側のリーダーを務められたリー元司法次官、ソト・ソトン次官補、さらに日本側の作業部会のメンバーの皆さんに、心から感謝の意を表して、私の講演を終える。

(5) 総括スピーチ

(財) 国際民商事法センター特別顧問・元法務大臣 三ヶ月章

尊敬するヘンサムリン閣下ご臨席の下に、この意義深い歴史的セミナーの閉会式にあたりまして総括の言葉を述べさせていただくことは、私にとってきわめて光栄なことでもあります。

私は、ここで取り上げられた個別的な問題ではなく、きわめて大きな立場からの総括的な考察をしたいと思います。そのきっかけとして、一人の老学究としての感傷と申しますか、感懐を述べさせていただきます。

もう20年以上も前になりますが、私は長く献身してきました学者生活・研究活動に終止符を打ち、それ以降法廷活動とか、立法事業とか、法務行政の責任者であるとか、法的分野での国際的協力とかの仕事をして過ごしてきました。昨日、今日と20数年ぶりに、こういう学問的雰囲気の会議に出席させて頂いて、20数年前の学者時代に戻ったような感じを強くもった次第です。

私が学究生活を始めたころは、戦争直後で、学会という組織も存在せず、同じ学問を研究する者や隣接する学問の学者との交流をする機会も乏しく、1人で暗中模索を繰り返していたというのが実状でありました。そのような立場にあった者が昨日来20数年ぶりに学究生活に戻ったような感じを持ちました者としましては、皆さんははっきりとは認識しておられないかも知れませんが、この度のセミナーは、

世界の法の歴史の上で、極めて最新の実験的且つ開拓的な仕事であったと感じているのです。といいますのは、ある1つの国の法律制度の建設を、その国の将来をになう若い法律家と別の国の若い研究者が、全く何の政治的配慮にふりまわされることなく、相互の友情にのみ包まれて共同研究をし、立法の起草作業をなし遂げたことは、法の歴史の上で特筆すべき出来事であると思うからです。国こそ異なれ、同じすばらしい歴史的体験を共有できたこのような若い法律家を、私のような老学者は、心よりうらやましいと思います。そうした作業そのものも歴史的にみて珍しいばかりでなく、そのような作業をこのようなセレモニーとして形を整えて相互に祝い合うということも例のないことでありましょう。

このセミナーは、クメール語・日本語・英語という3つの異なった言葉が交錯する形で行われました。セミナーの用語を3角の形で運営することは大変難しいことですが、それが成功したことも高く評価すべきであろうと思います。通訳・翻訳にあたった方々の功績も決して忘れてはなりません。

ところで、法の歴史の異なる国の法律家が、ある共通の目的をもって共同作業をするとき、ともすると一方がデ・イヴ・ロペ・ン・カントリーで、他方がデ・イヴ・ロプト・カントリーだ、という区分けで考えることがあるのですが、これでは事の本質を捉えることはできません。確かにそういった局面が、あることはあるでありましょう。しかし本当は、もっと別の観点からの着眼が、このような作業については必要であると思います。

そもそも法というものは、社会の進歩につれてその形を常に新しく変えていかなければならないものであり、それは法というものの持っている宿命というべきものです。法の領域においては、デ・イヴ・ロペ・ン・カントリーだとかデ・イヴ・ロプト・カントリーだ等という区別は本来的には存在しないのでして、常に法というものを変革していかなければならないものなのですから、その意味においては、常にどの国にとっても、その国は、デ・イヴ・ロペ・ン・カントリーなのであります。それをカンボジア王国と日本の関係に当てはめてみますと、アジアで西欧法を摂取するという作業の着手の時期がわずかに時間的に違ったというのみで、形と現れ方こそ違え、我が国もデ・イヴ・ロペ・ン・カントリーの一つにすぎないということは、私の確信でございます。そのいい例は、この度の民事訴訟法作業部会の長を務めてこられた竹下教授が、改革審議会の会長代理としてあたってこられた法改革が、今、日本で音を立てて行われていることです。日本で進行中の法制度の改革は、カンボジア王国の法律制定にも匹敵する大改革なのです。その意味において、ただ時間的に多少早く西欧の法律に触れたという点を除けば、現在産みの苦しみのまっただ中にいるという意味で、日本もカンボジア王国と変わるところはないのです。

ところで「法の改革」という、どの国にとっても常に行われ続けなければならない

い改革について、私は3つの局面がある、と常日頃日本で話しています。

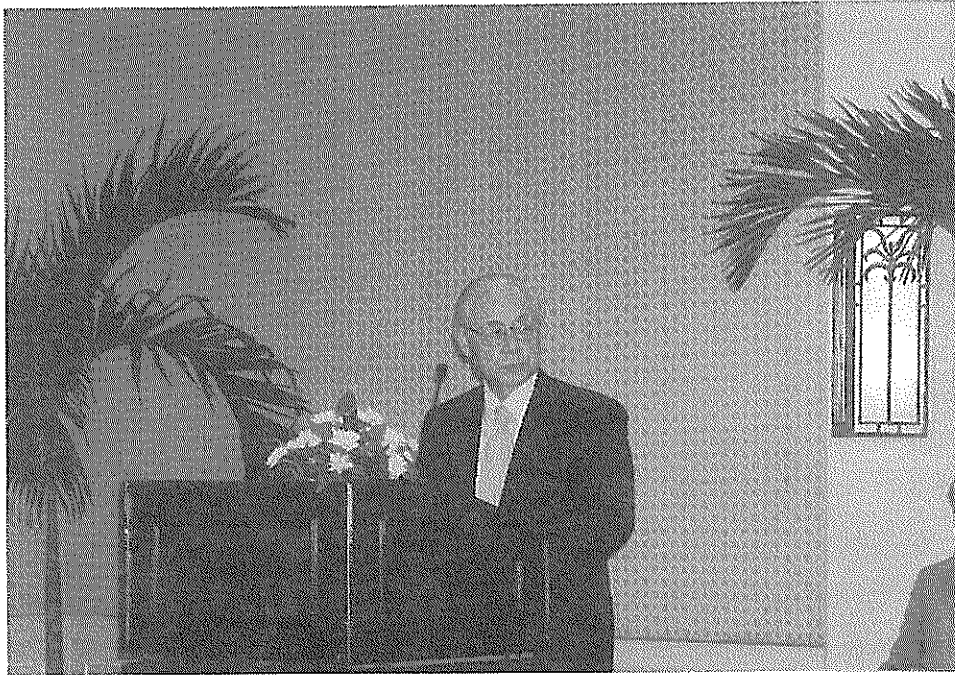
まず第1に、法規範というものが時代の流れに合わなくなった時には、新しい時代にふさわしい法典に作り替えていかなければなりません。第2の課題は、常に新しく変革されていく法典を動かしていく機構やその手続きも常に新しく変えていかなければならない、ということです。3番目は、これが一番難しいことですが、これら第1、第2の課題を処理する人間的な主体を時代に適合させて如何に育てるかということです。法の改革にあたっては、これら3つの課題に同時に直面しつつ常に自らを改革していかなければならないのですが、私の体験によりますと、第3の課題が一番難しく、最も着手しやすいのが、第1の課題なのです。

この度のセミナーでこれまでの成果を公にすることは、まさに第1の法典編纂における変革であり、これは他の2つに比べて着手しやすく、また成果をあげやすいものでした。しかし第1の分野で成果をあげることは、第2・第3の局面での改革に大きく影響を及ぼすことは明らかであり、必ずやそれらの手助けとなりましょう。それが法の改革というものの姿であると私は考えています。両国の共同作業は始まったばかりであり、第1の作業についてみても、例えば商法典とか知的財産権に関する法律だとかの制定のように、他にまだまだ協力し合わねばならぬ分野が残されています。日本での第2の課題についていえば、例えば家庭裁判所の手続、ADR、倒産法の手続等をどのように整備していくべきか問題となっています。カンボジア王国においても、今回の最初の経験を生かしながら、他の分野の立法化などに加え、これらの問題に直面して行くことになるでしょう。そして第3の課題、すなわち法の担い手の育成の問題ですが、これが1番難しいことは前述の如くでありまして、日本においても法学教育の質量増加・深化の問題が現在1番大きな難しい問題となっているのです。

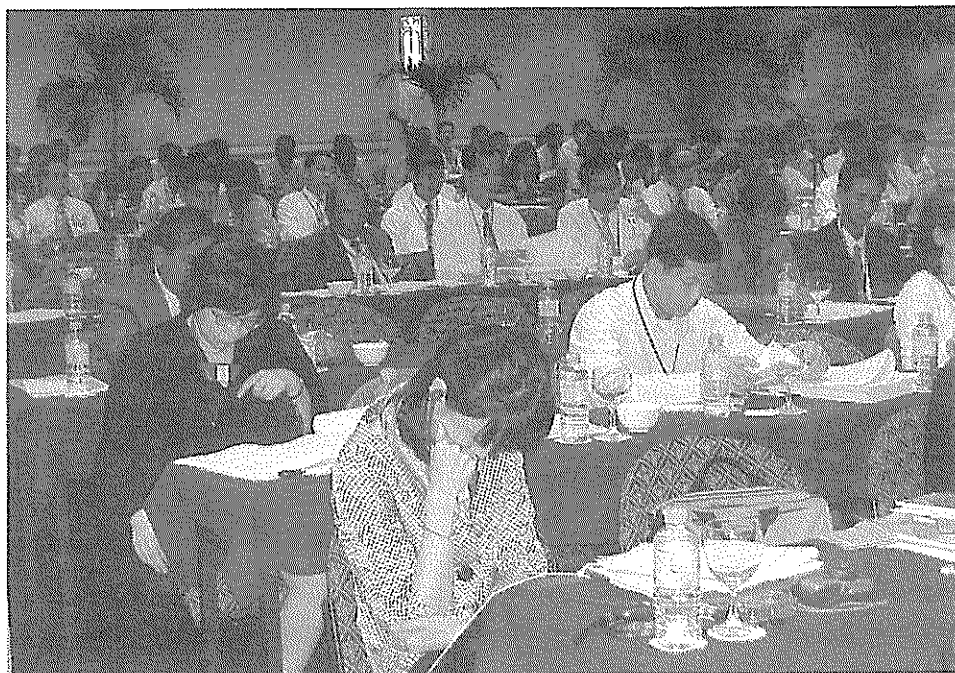
それはともかくここに法典の編纂という事業を見事に完成させたわけであり、第1の共同作業から第2第3の共同作業のステップに進んで行くとすれば、これはまことに両国にとって、またそれに止まらず、アジア全体にとって、まことに喜ばしいことではありませんか。

最後に、私の話の始めに提起した問題、すなわちこのたびの作業は「法の新しく野心に満ちた実験であった」というところに話を戻そうと思います。私のように長い間日本の法制度改革に力を注いできた者からしますと、将来を担う双方の法律家が政治的考慮や打算的考慮を抜きに友情の心のみを軸として作業を進めていくということがせつかく芽を出したところですから、ここでこのことをしっかりと確認して頂きたい思うのです。その意味において、フンセン首相閣下が「速やかに実現するように努力する」とおっしゃったことは、私の印象に強く残っているところです。

世界的にみても新しい大胆な実験ともいうべきものが、西洋ではなくアジアから他に先駆けて広がるという夢が実現するのであるなら、それは大陸法でもなく、英米法でもなく、アジア法の法領域が確立される節目になると私は痛感するものです。この度のセミナーがその1つの大きな節目になることを祈って総括を終わります。



総括講演をされる三ヶ月元法務大臣



セミナー会場・参加者約200人

IV <セミナーレポート 弁護士 桜木和代>

1 開会式、加えて勲章授与式

8時25分、セミナーが開かれるル・ロワイヤル・ホテル2階会議場のそれまでのざわめきは、一瞬にして会場左側入り口に吸い寄せられた。緊張が走った。フン・セン首相が見えたのだ。濃紺のスーツ、赤系のネクタイ。テレビなどからの印象より若く、しかし痩せて見える。出迎える方々にカンボジア式の挨拶である合掌をしながら登壇され、壇上の真ん中のひときわ大きな椅子に深々と着席された。すでに壇上にはカンボジア側はソク・アン官房長官はじめ、ニエウ・シトン司法大臣など8人が、日本側は三ヶ月章元法務大臣、森脇昭夫国内支援委員会委員長民法作業部会部会長、竹下守夫民訴法作業部会部会長、小川大使など8人が登壇されていた。

2002年10月15日、日本政府が行ってきたカンボジアに対する法制度整備支援の1つ、カンボジアの「民法」・「民事訴訟法」起草支援事業がほぼ終焉に近づき、起草を記念してカンボディア司法省・JICA・国際民商事法センターそして法務総合研究所が主催して、法典草案の贈呈式とセミナーを開こうというのだ。会場はフン・セン首相がお出でになり演説をなさると言うこともあったであろう、250人以上の参加者であふれていた（確かにル・ロワイヤルホテルのコーヒープレイクの摘み物や、ランチの旨さも魅力の1つではあっただろうが）。

それにもまして参加者の顔ぶれもにぎやかであった。この起草事業に直接関わったカンボジアや日本の人たち、カンボジアの国会議員、関係諸省庁の役人、裁判官や弁護士、幾つかの国の在カンボジア大使、幾つかの国際機関、国家諸機関、民間ドナーやNGO。懐かしい顔がいっぱいあった。これだけでもセミナーの成功を予感させるものがあった。

国歌テープ奏があって、ニエウ・シトン司法大臣の歓迎の挨拶から始まり、フン・セン首相のスピーチとなった。首相のスピーチ内容は、日本に対する切々たる訴えであったように聞こえた。

首相の演説に引き続き、式次第にはなかったフン・セン首相から森脇昭夫国内支援委員会委員長兼民法作業部会長教授、及び竹下守夫民事訴訟法作業部会長に勲章の贈呈がなされた。首相自ら、お2人の先生方の胸に勲章をおつけになった。日本でこのような外国への法典起草という支援事業を初めて陣頭指揮してこられたお二人の先生方には、さぞかし多くの思いが胸に去来したであろう。

私もカンボジアに関わりだして丸10年が経つ。1994、5年のころであったろうか。カンボジアへ法制度整備支援をしてほしいと、JICAへ要請に行ったことがある。その時ベトナムの法制支援に携わっていらっしゃると言うことで、森脇

先生にお願いして、その要請に同行していただいた。その時対応にでてくださったのが、現在カ日本大使の小川郷太郎当時総務部長であった。

続いて、その小川郷太郎在カ日本大使のスピーチがあった。なんと全文クメール語である。挨拶をするとき、最初の「こんにちは」を「チェムレアップ スォー」とクメール語で発する日本人は多い。私もそうだ。しかし全文とは凄い！ 大使の熱情に圧倒された。この法制度整備支援は、「その国の言葉で支援する」ことも、1大要素であった。そう言った意味ではまさに大使の挨拶はこの事業にふさわしいものであった。

「いやあ、まいったね。全部クメール語だよ。しかも、上手いよ。ハンパじゃないよっ」と、フン・セン首相は、左後ろのソクアン官房長官に振り向いて、そうおっしゃった、・・・と言う風に見受けられた（正確に言うと）。

続いて、森脇教授、竹下教授からフン・セン首相へ民法典草案・民事訴訟法典草案が、日本で言えば桐箱入りであろう、カンボジアの伝統的絹織物が張られた箱に入れられて、贈呈がなされた。

そして、首相はあわただしくお帰りになった。会場は1つの緊張が解けた。

ここでコーヒーブレイク。

コーヒーブレイクとはいうものの、お摘みが色々出る。甘み系の他に点心ものも多い。

2 記念講演

司会は司法省のイト・ラディ氏から、ブレイク後は、スイ・ヌー司法省次官と日本側から国内支援委員会委員の矢吹公敏弁護士が担当した。初日午前後半は両教授の記念講演である。

森脇昭夫部会長の記念講演、「カンボジア王国法制度支援事業及びカンボジア民法草案起草について」。

この支援事業の経緯、民法の諸原則、起草作業で大事にしてきたこと、進捗状況等について講演された。こちらの受け手の気持ちのせいであろうか、先生は多少上気していらっしゃるようにお見受けした。

竹下守夫部会長の記念講演、「カンボディア王国民事訴訟法典起草支援の意義と草案の基本的諸原則」。

友好・親善関係における法整備支援の意義、起草作業の基本方針、草案の諸原則等について講演された。

従前カンボジアで行われてきた民事訴訟手続きは、裁判官の権限が極めて広く、裁判官が何から何までする。極端に言うと、原告はとにかく裁判所に行って、例え

ば「あの人が金を払ってくれない」と言えば、後は裁判官が動いてくれる。今回の草案はそう言った手続きとは随分と違う構造であり、聴いておられる方にどのように受け止められるか、気になるところである。

カ国では、政治家の演説は大体予定より長いと決まっている。今回のフンセン首相の挨拶は予定どおりで、予想より短かったので時間にゆとりができ、そこで基調講演につき質問を受けることとなった。

教育省へユニセフから派遣されているというアドバイザーから、民訴法上の私人に社団財団の他、政府機関ないしはその元にある機関も入るのかと言う質問がなされた。＜注記＞＊１のとおり。

また、民法ないしは民事訴訟法と他の法律の整合性について、特に土地法とのからみについて質問が出た。ポルポト時代（１９７５年～７９年）の強制移住等という不幸な事態があつて、従来の所有者が土地を離れ、新しい人たちがその土地こに住み着くというようなことがあり、利用関係、権利関係が非常に複雑になっている。登記制度もなかったので、土地関連の混乱は甚だしい。私がこの支援事業の事前調査で９８年に入った時の調査によると、民事関係では土地をめぐる争いが圧倒的に多かった。

また質問として郡（クム、サンカット）の紛争にかかわるもの、たとえば軍と警察署長との争いなど例に出されたが、これらに関しては、日本側ではそこまでの資料が集まっていないのではないかと思う。＊１のとおり。

１ １時４５分午前の部が終了し、昼食・休憩となった。

３ 初日午後 前半

午後は２時再開 新美育文教授が、「物権編、各種契約・不法行為編、債務担保編及び親族編の概要」と相当広範囲について報告された。（５頁プログラム末尾参照）

さらに、新見教授より民法と土地法との関係について午前の説明に補足して、日本の作業部会とカンボディアの土地登記局との間で、「土地に関する私的所有権の原初的な創出は基本的には公法の問題であり、土地法が担当する。一旦創出されたのちの土地所有権については、民法が担当する」との考え方で、了解が得られている、と説明があった。

モン・モニチャリア（Mong Monichariya）最高裁判事より「保証（人的担保）について」、その概要・沿革（旧民法、政令３８号）、種類、性質、成立要件、効果等について詳しく解説された。

この裁判官はまだ若く、最近までプノンペン市裁判所の裁判官をしておられた。この法整備支援のカ国側の中心人物の１人だ。日本に何度もいらしている。法廷外ではとても茶目っ気のある方だ。法廷傍聴をさせてもらったことがあるが、法廷での姿

は非常に威厳に満ちていた。チャリ判事は、法服を着るとまるでジャバルマン7世（12世紀から13世紀にかけクメール王朝の最盛期を統治し、世界遺産の一部となっている大石造寺院アンコールトムを礎いた）のようだった。

午後の質疑は、民法と法令との関係、取得時効に関連して登記制度との関係また国有地についても時効が成立するか、等が出された。また親族編では養子の要件についても従前との対比で質問が出された。日本では養子縁組の要件として、その養子になろうとする子が実の親から十分な看護等を受けていないこと等は要件にされないが、草案には要件とされている。＊2のとおり

午後のコーヒーブレイク。

4 初日午後 後半

山本豊教授が「カンボディア王国民法草案の概要：人編と債務編」を報告された。

ユー・ブンレン（You Bun Leng）控訴裁判所判事報告、「相続法」の概略紹介。旧民法時代の相続法は現代社会や現憲法にそぐわないこと、現憲法の平等原則や従来の観衆を尊重して起草したこと等説明。

具体的には旧民法と対比しながら、承継主義の原則（精算主義ではなく）、勘当による相続の欠格を否定し、遺言による欠格のみにしたこと。法定相続人は第3順位まで（以前は第7順位まで）。配偶者は常に相続人（以前は第5順位）遺言に基づく相続では従前より主体・客体（相手）を広く認める。遺留分制度の導入。また、承継主義を採用したから単純承認、限定承認、放棄と選択の幅を広げた等。

第2セッション後半の質疑は5時25分から5時56分まで行われた。スイ・ヌ一次官が、相続編に関して、日本側とカンボディア側両委員会が喧喧諤諤の議論をしていて、例えば、一部の委員から、第3順位の相続人がいない場合にその相続財団が国の財産になる、という規定になっているが、なぜ国の財産にならないのか、公共機関、援助団体などの財産にできないのか、という疑問・意見が出されている等と今なお、いくつかの点が合意に至っていないことが報告され、セミナーの予定時間は過ぎたが、相続は重要な分野なので30分時間を延長し、皆の意見を頂戴したい、と質疑を促した。

そこで質問が出されたが、ユー・ブンレン控訴裁判所判事の応答が素晴らしい。ぜひ＊3をお読みいただきたい。

前記のモグ・モニチャリ最高裁判事、ユー・ブンレン控訴裁判所判事、後で出てくるヒー・ソピアカンダール州裁判所所長、今回この3人がこのセミナーでカンボジア側から報告している。今回の報告や質問に答える様子を見て、私は本当に嬉しかった。「桜木さん、涙ものでしょ」とある日本人法律家に冷やかされた。初めて彼ら御三家（と

当時から私は呼ばせてもらっていた) に会ったのは、98年であった。そのころは御三家は社会主義法の残骸をまだまだ身にまとして、近代市民法のセンスからは、遙かに遠い発想をしていたのだ。が輝くものを持っていた。それが、この3年半の草案起草作業を通じて、持てる才能をピカピカに磨いてきたのだ。

日本が行ってきた起草支援作業は、原案作成、検討、共同討議、持ち帰り、再提案、検討、用語確定会議等を繰り返し、気の遠くなるような作業を通じてなされてきた。着手後1年くらいたったころ、外国や国際機関などから、まだ日本は草案を出してないのか、等という声があがっているのを耳にしたことがある。しかし可能な限り現地の実情を把握する必要があることに加え、この手間暇のかかった作業を通じ多くの法律家が育つことにも目を向けなければならない。

確かにボルポト時代、徹底して知識人は抹殺された。だが、こうして若い世代に多くの優秀な人材がいらっしゃるのだ。

こうして初日は5時58分に終了した。



カンボジア側起草スタッフとのスナップショット

前列左から: ユー・ブンレン 桜木 モン・モニチャリヤー ヒー・ソピア イ・ダン
控訴裁判所判事 弁護士 最高裁判所判事 カンダル州裁判所長 司法省次官補
後列: 矢吹弁護士

5 セミナー2日目(10月16日)午前

2日目は8時から時間通り始まった。カンボジアの朝は早い。熱くなるまでに1仕事終えなくてはならないからだ。でも昼は12時から2時までお休みだから、大丈夫。合理的だ。

前日より多少人数も減ったが、それでも会場の熱気は、盛り上がりこそすれ冷めることはなかった。セミナー2日目は訴訟法である。池田辰夫教授が「民事裁判における裁判所と当事者の役割」、大村雅彦教授が「争点整理手続」を報告された。

続いてヒー・ソピア(Hy Sophea)カンダール(Kandal)州裁判所所長が「督促手続き」を報告された。ヒー・ソピア所長はこの立法化作業に最も熱心だ。責任感がものすごく強い。明治の建国の志士を彷彿とさせる。

督促手続きはカンボジアに今までない制度で、実体法上の権利関係についてあまり争いのない単純な紛争の解決手段として簡易な制度として設けること、要件は金銭の支払いを目的とする請求権についてのみ認めること、公示送達によらないで送達できる場合に限ること、債務者を審尋せずに発することができること、しかし債務者に不服を申し立てる機会を保障しなければならないこと等が説明された。

これらについての質疑がされた。*4。

コーヒーブレイク。

高田昌宏教授が「証拠」、三木浩一教授が「上訴について」、松下淳一教授が「強制執行・保全処分の手続の概要」、上原敏夫教授が「執行手続の基本構造」を説明された。

ここで午前の部が終了し、昼食・休憩となった。

午後は1時54分に再開。

前半は、訴訟法に関しての質疑にあてられ、コーヒーブレイクとなった。*5のとおり

6 閉会

コーヒーブレイクの後、三ヶ月章名誉教授による基調・総括報告があり、ニエウ・シトン司法大臣の総括報告、ヘンサムリン国民議会議長による閉会の挨拶で、2日間に亘るセミナーの幕を閉じた。

最後になさった三ヶ月名誉教授による、総括は、若々しくダイナミズムに富むもので、聞く者を圧倒した。

こうして、中身がびっしり詰まったセミナーは終えた。私が初めてプノンペンに足を踏み入れたのは、1992年5月であった。その時私は「国家のない国があるのか」という衝撃を受けた。地球上に同時に生を受けたアジアの者として、何とかカンボジアの再建に法律分野から助力したいと思って、それから模索しながらささやかな活動を続けて来た。10年前、こうした日がこうしてやってこようと、一体誰が予測したであろうか。

私はカンボジアへの法制度整備支援や、法曹養成の支援に関わるようになり、日本というものが、また外交というものがどう言ったものであるのか臆気ながら多少とも見えてきたような気がする。日本の現行の法制度も世界の中で見れば、ほんの1例に過ぎないことも。また明治維新のころの名のない多くの人たちが近代化へ向かって壮烈とも言えるべき努力をしていたということを、ようやく伺えるようになった。今つくづく感じ入っている言葉がある。「情けは人のためならず」。使い古された俚語だが、ホントウだ。

<注記>

* 1 質疑応答 1

A (教育省へユニセフから派遣されているアドバイザー)：民訴制度の目的として、私人の権利の保障という説明であったが、そこでの私人とは私人だけを対象とするのか、社団や財団の権利も保障するのか。また政府機関ないしはそのもとに様々な機関があるがその機関、これらも私人に含まれるか。

竹下教授：「私人」は国家に対する私人という意味なので、自然人のみならず法人等の団体も当然含む。国家あるいはその一部をなしている機関については、むしろ民法の領域。民法を中心とする私法上の権利義務の主体として認められているかどうかの問題。

B (所属等不明)：両法典の起草にあたってカンボディアのすべての法律の整合性を検討したと言われたが、とくに、土地法とのからみについて注目している。現在カンボディアでは、ディ・セントラリゼーション(地方分権化)が行われており、郡(クム、サンカット)の紛争にかかわるもの、たとえば軍と警察署長との争いなど、現在の土地法と多少整合性がとれていないところがあるが、民法草案や民訴草案ではどのように対応しているか。

竹下教授：土地法との関係は大変難しい。これとの整合性は検討したが、民事訴訟法で土地法とかかわりがあるのは、不動産に対する強制執行の局面である。この規定を起草するにあたってはまず民法の考え方を基礎とせざるを得ない。同じ日本の別のグループで起草している民法の草案を参照すると、土地に関する権利は登記簿に公示することが原則となっている。それを基礎にして強制執行法をつくりあげることとした。たしかに現在紛争がおきた場合、「カダストラル」という特別の行政委員会で、真の権利者の確定の手続を経ることになっており、これが終了するまでは、誰が真の所有者なのかに明らかで

続を経ることになっており、これが終了するまでは、誰が真の所有者なのかに明らかでない、という状況になっていることは承知している。しかし、そのことと、強制執行の対象になる債務者の所有に属するものかどうか、ということとは切り離して考えざるを得ない。そのような手続を経て債務者の物であるということが決まって登記がされている、という物を対象に考えざるを得ない。そういうことで起草した。なお、この部分については、まだカンボディアの皆さんと十分に検討すべき事項として残っている。

森寫教授：「土地法」は民法起草前に完成していた。現行土地法は、私法関係のみならず行政的な規制も含めて規定をしている。現在では土地に関する紛争が多く、また外国からの投資を促すためには土地を担保とする与信を促す必要があるという現実の要請がある。従来の様々な経緯から、権限なき者の占有等、現在では土地の利用関係が非常に複雑になっている

本来であれば土地法と民法とを協議の上で並行して作成したかったが、先述のような緊急の必要があることから、カンボディア側（土地登記局）と協議の上、土地法を先行させることとした。我々の起草した民法典草案における土地所有権制度と、現在の土地法との間にはなお調整の必要な箇所がいくつかあるのは事実である。所有権制度・登記制度が根付きはじめるタイミングを見て、再度協議の上で調整をしたい。要するに、土地法は緊急の必要に対応するものであり、民法との齟齬はあるが、今後調整する予定である。

* 2 質疑応答 2

A（午前中の質問者）：①民法のカバーする範囲、他の法令との関係。既存の法令はどうか。例えば婚姻・家族法、制令 38 号、土地法との関係如何。

②取得時効、特に不動産について、登記制度との関係はどうなっているか。また国有地についても成立するか。

新美教授：①後法は前法に優先する、また特別法は一般法に優先する、という一般原則の適用問題。具体的には、法令の内容を見て個別に判断することになる。ただ、婚姻・家族法、及び制令 38 号については、その内容について慎重に検討した上で民法典草案を規定したため、民法典が優先することになる。土地法については、その後の流通については民法が優先する。

②草案においては、取得時効の要件として登記は含まれていない。国有地については、公共目的で用いられているかどうかによる。例えば道路については排他的な占有があるとは考えられない。民法典では公共用地について取得時効が成立しないとは定めていない。平穩かつ公然、という要件の解釈の問題となる。なお公法で、公共用地については取得時効が成立しないと定めている国もある。

A：①原則はわかるが、具体的に適用して優劣をつけるは困難。既存の法令を一つ一つ洗い出す必要があるのではないか。

②土地法には、占有をしていても経過的な権利は認めないとしている。取得時効を民法が定めているところとは矛盾しないか。

新美教授：①起草の途中で考慮に入れた既存法令もあるが、既存の法令をすべて検証しながら民法典を起草したわけではないので、やはり一般原則の適用として考えるしかない。
②土地法は、今後は、占有の継続を新たな土地所有権の創設原因としては認めない、という趣旨。民法は、既に創出されている所有権について、占有の継続を根拠に所有権の取得を認めるものである。

C（所属等不明）：親族編における養子について。養親となる資格者の条件特に生活状況がどのようなになっているのかを考慮する規定がないが、民法はそのような規定を用意するのか。

新美教授：規定をおくかは随分議論した。しかし、養子の縁組は、基本的には裁判所の関与のもとで養子縁組がなされることにしており、そこで、適切な養子縁組かどうかは判定されるだろう、ということで、養親については、具体的な要件を規定しない予定。これも、最終協議でどうなるかということは残されている。

どういう場合に養子が認められるかについては、「現在の父母が養子となるべき者、つまり実子について、十分な養育・教育ができない、著しく困難であるということが認められる場合」に養子縁組を肯定するという規定を考えている。

*** 3 質疑応答 3**

A（ユニセフ関係者）：3回目の質問だが、①法人の性格に応じて分類する必要があるのではないか。国、その機関、外郭団体などの公法人といわれる法人、私的な性格を持つ法人、そしてその中間的な性格をもつ法人と、いうかたちの法人の類型を考えただけでそれらにどのような権利義務があるかを考える必要があるのではないか。

②契約について。契約の解釈について実際の民事紛争で問題になることが多いが、契約の解釈について一定のガイドラインを法律で定める必要があるか。

③相続について、ユー・ブンレン裁判官の報告について。提案されている草案の骨子内容とも、すばらしい。が、相続の順位、相続人の範囲について、やや狭いのではないかと考えられる。今のところ第3順位の相続人までを認めるということにしているが、もう少し広く相続できる者の範囲を認めてもいいのではないか。

ユー・ブンレン裁判官：相続からお答えする。旧民法においては相続人の範囲が第7順位まで定められている。詳しい規定になっており、第7順位の相続人がいないときに初めて相続財産が国庫に帰属することになっていた。今回第3順位までとしたのは、日本側カンボディア側双方の協議にもとづいてである。理由は大きく次のような点が上げられる。第1に親族間で扶養義務を持つ者が誰であるかに関係する。親族のなかで扶養義務を持っている者は、より親等的に近いものである。そのような扶養義務を負っているものに相続による利益を得させようという考え方がまずある。2点目、カンボディア社会のあ

りかたが、昔と今とで変わってきていること。以前は遠い親戚でも、近い関係で緊密な付き合いをしていて、親族間の交流の範囲が広がったということがある。しかし、現在においては、近代社会というか、社会が段々発展してくるとそれに伴って家族間、とくに遠い親戚との付き合いはなくなってきた。また、地理的にも離れて行くということがあり、そういったことも考慮して相続することができる範囲を狭めた。実際、現在においては、従兄弟どうしであっても全く会わないということはよくあるし、そういう現状を考えると相続人の範囲をあまり広げるのは望ましくないのではないか、と思う。しかし、例外があり、被相続人と特別な関係にあった者、何らかの形で支えたものについては、特別縁故者の制度をもうけ、それらの人が何らかの財産を得る道がのこされている。しかし、原則としては、被相続人が知らないような遠い親戚にまで相続権を認めるということは、財産に対する被相続人の意思を尊重するという原則から大きく外れるので、その意味でも相続人の範囲をあまり広げるのはよろしくないのではないかと思う。

山本教授：①法人の分類について。民法典においても、公法人の存在を否定してはいない。

しかし、ある行政的な組織・組織に独立の法的主体性を認めるかどうかの問題は、行政法あるいは行政組織法上の問題である。民法で行政組織については公法人としての主体性を認めるというようなことを規定するのは適切でない。民法は、私法人の主体性を規定している、ということだ。

②契約の解釈についての規定を置く必要があるか。たしかに諸国の法律制度において、そのような一定のルール、ガイドライン的な規定を設けている例もある。ただし、私共もそういうことは考えて、カンボディア側とも協議をしたところだが、契約の解釈のガイドラインとしてどのようなものが適切か、いざ規定をするということになると、例えばある契約書にある言葉を用いたとする。その言葉に込めた当事者の主観的な意思に従って契約を解釈すべきなのか、それともその言葉がその社会において客観的に有しているその意味にしたがって契約を解釈すべきなのか、あるいは、その社会において客観的に有している意味ではなくて契約だから、二人の当事者のどちらの当事者が込めた意味のほうが正当な意味として認められるか、ということを経験に基づいて契約を解釈すべきなのか、色々な考え方がなりたつ。その場合に、今の段階でたとえばその3つのうちのあつ一つの解決が正しいと見極めて、民法典に書きこむという踏ん切りがつかなかった。そのために、この草案では契約の解釈についての規定が設けられていないということではないかと思う。さらに付け加えると、契約各則には13種類の典型契約についてさまざまな規定を用意している。これは、その社会において基本的と考えられる契約類型について、当事者の意思の補充と、当事者の契約の内容が不明確な場合の解釈の指針としての意味をもっている。そのような規定の趣旨をも合わせ考えると、この民法草案も契約の解釈のガイドラインの規定を全然おいていない、ということではなく、その限りにおいてそのようなことにも配慮しているということができる。

D (所属等不明)：ユー・ブンレン裁判官の相続に関する報告について。私自身も1975

年以前の民法を勉強した。①18歳以下の未成年者が相続人になった場合、その未成年の相続人に対して特別の保護をする規定をもうけるか、②以前カンボディアの民法でつかっていた「ケーモーロド」ということばを「相続」という意味に使っていたが、現在の草案では、「サンタテカム」という言葉が「相続」をさす言葉とされている。この変更の理由は何か。

ユー・ブンレン裁判官：未成年である相続人の保護について。相続人が未成年であっても勿論相続人になれるわけで、他の相続人、成年である相続人がいても同一順位であれば均分に相続される。未成年に対する特別の保護については、相続についてのみ特別の保護を設けているわけではなく、例えば、親権の問題、未成年被後見人の問題として一般的な規定がある。そのなかで、未成年に対する身上監護について、また財産の管理についてどうしたらよいか、という規定がもうけられている。

②相続あるいは相続財産について一般的に使われている言葉と違う言葉を用いていることについて。旧民法においても、われわれが起草中である今回の条文案でつかっている「相続」「相続財産」という言葉が使われているし、これは、カンボディアに古くからある辞書にもこの言葉が示されている。ただし、一般的に「遺産」といった場合に、死亡によって被相続人から相続人に物理的に場所が移されるというような意味合いが込められた言葉になってしまう、そういう誤解を受ける恐れのあることになってしまうので、例えば、土地などは不動産なので場所は移らない、そういったことも考えて、非常に分かりにくい言葉かもしれないが、ニュートラルな意味をもつ言葉（今草案で使っている言葉）を使うことにした。また、我々は、言葉を選ぶにあたり、スタディグループにおいて慎重に時間をかけて議論してきた。その際には、旧法のみならず、1992年にできた旧土地法、あるいは去年できた新土地法における言葉も考慮して、死亡による被相続人から相続人への財産の移転というものをどういった言葉で表したらいいかを検討してきた。その結果が現在使われている言葉ですので、その点はご了承ください。

2日目

* 4 質疑応答 4

ダグマール・オベリース教授（女性省アドバイザー・GTZ）：まず、このような素晴らしい仕事をなさった皆さまに、お祝いを申し上げる。督促手続と少額事件の特則（223条か）との関係についてお聞きしたい。例えば child support 子の扶養料請求権なども督促手続を利用することができるか？

池田教授：少額訴訟と督促手続との関係については、これはドイツ法でもそうだが、督促手続のときは実体の審査をしない。草案223条以下の少額訴訟の事件においては、通常の審理よりは簡単だが、審理をする。それで、この少額訴訟が利用できる事件で、督促手続が利用できるかあるが、結論的には少額訴訟も利用できるケースで、督促手続（マーフェアファーレン）を使うということもできる。

ヒー・ソピア裁判官：督促手続と少額訴訟の手続とは、その迅速さ、簡易さということでは

の審理もしない。これに対して、少額訴訟手続のほうは簡便だといっても判決手続の一種だから、口頭弁論を開いて、実体の審査をしなければならないという点で違いがある。②申立ての提起の仕方だが、少額訴訟手続のほうでは、訴えの提起は口頭でも可。督促命令の発布を求める手続では、書面のみで申立て。③裁判の方式で、少額訴訟手続のほうは、最終的には判決がなされるが、督促手続のほうは、裁判の形式は決定。ゆえに、少額訴訟手続については、口頭弁論を経た手続ということになり、督促手続のほうは決定なので口頭弁論を経る必要がない。少額訴訟手続のほうは、通常の判決手続の規定が少数の例外を除いて概ね適用されるのに対して、督促手続のほうは、督促手続に合う限りにおいて、通常訴訟の手続の規定が準用される。④裁判の形式が異なるので、それに対する不服申立ての手続も異なる。少額手続のほうは判決なので判決に対する上訴ということになるが、督促決定の場合は、上訴ではなくて異議の申し立て、ということで通常訴訟に移行することになる。(注 16 日午後三木教授の回答で訂正)

また、共通点として、少額事件の訴えが提起されたとき、被告のほうは、通常の手続で訴訟を行ないたいということもできる。また、督促手続においても債務者は通常手続への移行を求めることができる。

A：①池田先生のご報告のなかに、職権進行主義と弁論主義という二つの大きな原則が述べられていた。現在のカンボディアにおける民事訴訟では調査裁判において、裁判官が非常に自発的に事実の認定に対して積極的な役割を果たしているわけだが、今度の民事訴訟法においてはどのような感じになっているのか、そしてその中における裁判官の役割はどのようなものか。

②管轄について。督促決定の申立てについて、管轄は通常、債務者の住所地になるということになっていたが、居所でも大丈夫か。また、この法案の中で、住所、居所についての定義が見られないが、それら二つの概念は実際にはどういった意味か。

池田教授：従来の調査裁判においては、職権主義の色彩が強いものと受け止めることができるが、私共のドラフトでは、その点については、世界から十分評価に堪え得るものということで、当事者主義的なものを取り込んだ。しかしカンボディアの実情を調べて配慮し、例えば124条の2項で、裁判所は当事者の申し出た証拠によって、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断することができないとき、その他必要があると認めるときは、裁判所が職権で証拠調べを行なうことができるとしている。

大村教授：民事訴訟法では、住所及び居所の定義はないが、民法の概念を前提としている。

民法の第2編人、1-5-1条、1-5-2条、このあたりに住所、居所の関係の規定がある。一般に住所というのは、生活の本拠が住所となるが、居所というのは固定的とは限らず、一時的な生活の場所でも居所たりうるという区別がある。

池田教授：民事訴訟法において使われているクメール語は、住所は公式な正式な役所に届出るといような住所。居所というのは、そういった公式なものではなく、いわば現住所

というに近い概念であると理解していただいてよい。

ヒー・ソピア裁判官：督促決定の管轄について。詳しくは320条に書いてある。住所地が明らかでないときは居所が管轄の基準となる。法人であれば営業所の所在地が管轄を定める手立てになる。債務者がどこにいるかを明らかにすることは、督促手続においては管轄を定める基準になるという意味で重要であると同時に、督促手続では送達をしなければならず公示送達では督促決定ができないということになっているので、その意味でも重要だ。

E（所属等不明）：督促手続においても、通常の訴訟代理と同じように当事者のみならず当事者の代理人として弁護士が申立てができるようにしてもらいたい。私が長年過ごしたカナダにおいては、すべての訴訟行為については、訴訟代理人である弁護士が行なうことができるというふうになっている。

大村教授：弁護士による代理は民事訴訟法草案の第52条以下に任意代理人に関する規定がある。53条で、任意代理人は次の各号に掲げる場合を除き弁護士でなければならない、として、原則として弁護士でなければならないとしている。52条を見ていただくと、当事者は訴訟にともなう一切の行為を自ら行なうか、または自らが選任した任意代理人を通じて行なうことができる、と規定されていて、こういった条文は訴訟法の通則の位置にあり、これが当然及んでくると考えていただいてよい。

ヒー・ソピア裁判官：繰り返しになるが、第52条で、当事者は当事者だけでなく当事者が選任した任意代理人によって訴訟行為ができると規定している。しかしながら、任意代理人がかならずいなければならないものではなく、もちろん当事者だけで訴訟を行なうことも認められている。とくに現在カンボディアでは弁護士が200人強しかおらず、そしてまた、その弁護士の多くがプノンペン市など都市に集中している状況では大切な規定と思う。弁護士強制をとらないとしたのは、カンボディアの状況を考慮してもの。とくに訴えを起こしたい人は貧しい人が多いという現状だから。弁護士は国家公務員ではないので、クライアントからの報酬をもらわなければならない。そこで弁護士強制にしまうとそういった訴えを起こしたい人たちの利益、そういった人達がお金がないから訴えを起こせないということになってしまうので、当事者が弁護士をつけないで訴えを起こせるようにしている。また、訴訟の目的の価額とも関係する。訴訟の目的の価額が非常に少ない場合、弁護士の報酬がそれを上回ってしまう場合にも弁護士をつけなければならないとするとこれは合理的ではない。そうした理由から当事者は任意代理人を選任する義務があるということにせず、当事者本人もみずから訴訟行為を遂行することができるという規定にした。

*** 5 質疑応答 5**

ハウ・メンサイ裁判官：私は第一審裁判所の裁判官である。①今回の草案では、上訴制限と

いうことで500万里エルという額を定めているが、これは500万里エルという金銭が目的となっている訴訟だけではなく、訴えの目的が動産・不動産であれ、その価格が500万里エルに相当するというものについても含めるべきではないか。②強制執行に関してだが、動産であれ不動産であれ、差押に関して明快な規定を置く必要がある。わが国の民事判決の執行に関する法律においては、執行の場合に執行の異議の申し立て、これは執行が始まる前、始まった後、どちらでも、また執行債務者や第三者による申立てる手段が認められている。第三者が異議を申立てるという場合には、それによって執行手続をどうするかについても定められている。民事判決の執行に関する規定の21条22条にも規定があるが、この規定はあまり明確であるといえない。とくにそういった執行異議が出た場合にどのような手続になるか明らかにする必要があるし、その際の決定やなんらかの裁判を誰が行なうのか、現在は地方裁判所の裁判所長がやることになっているが、それをどうするのか。また、保全に関しても現在行なわれている裁判所長によるレフェレの制度ともどうなっているのか。また、レフェレによる決定が裁判所長によって出された場合に、これに対する不服申立てができるが、これについても実はわが国の法律では詳しく規定があるとはいえない。

三木教授：①控訴制限の金額を幾らに定めるかは、その国の司法政策によって定めるべき問題で、理論的に当然に決まる問題ではない。現在、民事訴訟法案260条1項2号では、500万里エルという金額で定めているが、スイ・ヌー次官を始めとして、カンボディア側のワーキンググループの方々と協議のうえで定めた金額だ。ただ、この金額が今後この額で維持すべきかどうかは、カンボディア側の事情や意見を伺って必要があれば変更することも可能だ。この500万里エルという金額がどのようにして定まるかということだが、これは民事訴訟法案の60条をご覧いただきたい。60条1項、訴えで主張する利益によってこの金額を算定する。たとえば、これが金銭を請求する訴えであれば、請求金額がこの額となる。質問で不動産の例が出されたが、原則として不動産の市場価格を算定して、それが500万里エルを越えている場合は控訴ができるけれども不動産であっても500万里エル以下である場合は控訴ができないというのが原則。控訴制限額は司法政策によって定まるので、不動産に関しては、金額を問わず控訴ができるという立法もけしておかしの立法ではない。そういう立法が望ましいということになれば、理論的にはそういうふうに条文案を改正することは困難なことではない。ちなみに身分に関する事件のように金額に換算できない訴えというものもある。その場合は、60条の3項で550万里エル相当の訴えと見なされる。したがって、500万里エルを越えていることになるから、金額の算定できない事件については常に控訴ができるという仕組みになっている。

午前中に、ヒー・ソピア裁判官に対して質問があった少額訴訟と控訴制限の関係について。238条では少額訴訟の判決に対しては、控訴ができないとされている。(注)

* 4

上原教授：強制執行に対する不服申立てについて。条文を指摘しながら補充したい。執行関係訴訟は、第6編の第1章、第5節で、3種類の訴えを規定している。そのなかで管轄等についても規定がある。そのような訴えが起こされた場合にすでに開始されている強制執行手続の進行にどう影響を及ぼすかについては、次の第6節にある強制執行の停止取消に関する規定のなかのとくに第2条、第3条が関係する。

強制執行手続における不服申立てについては、さらに強制執行手続内部での手続的な問題についての異議という制度がある。これについては、第6編の第2節の9条に執行異議という制度が設けられている。こちらは、さきほどの訴訟とは異なり、執行手続のなかで執行裁判所が決定手続で判断をする、という不服申立て手続。内容・目的については先ほどの訴訟とはちがっている。

松下教授：保全処分に対する不服申立て。第7編の第2章第4節、ここに保全決定に対する異議というものが定められており、これが、保全手続に対する不服申立て手段の一つ。さらに同じく第2章の第6節に保全処分に対する抗告の制度が定められている。

ダグマル・ベベリス (Dr. Dagmar Oberlies、女性省アドバイザー・GTZ)：保全処分についてだが、規定はされているのか。

松下教授：英訳がまだできていないのかもしれないが、民事訴訟法典第7編で暫定的な保護の規定、保全処分の規定を設けている。



発行日：平成14年12月13日

発行者：財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833